

# インスパイア国際特許事務所

## 〔特許制度基本情報 - 日本〕

### 〔特許要件〕

#### 1. 保護対象

##### (1) 発明とは

発明は、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」であると定義されています(2条1項)。

##### (2) 「発明」に該当しないものの類型

以下の類型に該当するものは、「発明」に該当せず、特許を受けることができません。

###### ① 自然法則自体

例 エネルギー保存の法則、万有引力の法則

###### ② 単なる発見であった創作でないもの

例 天然物(例：鉱石)、自然現象等の単なる発見

###### ③ 自然法則に反するもの

例 いわゆる「永久機関」

###### ④ 自然法則を利用していないもの

a. 自然法則以外の法則(例：経済法則)

b. 人為的な取決め(例：ゲームのルールそれ自体)

c. 数学上の公式

d. 人間の精神活動

e. 上記 a から d までのみを利用しているもの(例：ビジネスを行う方法それ自体)

###### ⑤ 技術的思想でないもの

a. 技能(個人の熟練によって到達し得るものであった、知識として第三者に伝達できる客観性が欠如しているもの)

b. 情報の単なる提示(提示される情報の内容にのみ特徴を有するものであった、情報の提示を主たる目的とするもの)

c. 単なる美的創造物

###### ⑥ 発明の課題を解決するための手段は示されているものの、その手段によっては、課題を解決することが明らかに不可能なもの

#### 2. 産業上の利用可能性

特許を受けようとする発明は、「産業上利用することができる」発明で

なければなりません(29条1項柱書)。

(1) 産業とは

「産業」は、広義に解釈され、製造業、鉱業、農業、漁業、運輸業、通信業等を含みます。

(2) 「産業上利用することができる発明」に該当しないものの類型

以下の類型に該当するものは、「産業上利用することができる発明」に該当せず、特許を受けることはできません。

① 人間を手術、治療又は診断する方法の発明

② 業として利用できない発明

③ 實際上、明らかに実施できない発明

3. 新規性

新規性がない発明は、特許を受けることができません(29条1項各号)。

新規性がない発明は、以下の通りです。

(1) 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明

(2) 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明

(3) 特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明

4. 拡大された先願の地位

発明が、その出願の日前に出願された他の特許出願又は実用新案登録出願であった、その出願の日後に特許掲載公報の発行若しくは出願公開又は実用新案掲載公報の発行がされた他の特許出願又は実用新案登録出願の出願当初の明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面に記載された発明又は考案と同一である場合には、特許を受けることができません(29条の2)。

ただし、この要件は、発明者同一又は出願人同一の場合には適用されません。

5. 進歩性

発明が、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者(当業者)が先行技術に基づいて容易にすることができた発明である場合には、特許を受けることができません(29条2項)。

(1) 進歩性の判断手法

進歩性の判断は、先行技術の中から、論理付けに最も適した一の引用発明を選んで主引用発明とし、以下の a から d までの手順により、主引用発明から出発して、当業者が請求項に係る発明に容易に到達する論理付けができるか否かを判断することにより行います。

- ① 請求項に係る発明と主引用発明との間の相違点に関し、進歩性が否定される方向に働く要素に係る諸事情に基づき、他の引用発明（副引用発明）を適用したり、技術常識を考慮したりして、論理付けができるか否かを判断する。
- ② 上記①に基づき、論理付けができないと判断した場合は、発明が進歩性を有していると判断する。
- ③ 上記①に基づき、論理付けができると判断した場合は、進歩性が肯定される方向に働く要素に係る諸事情も含めて総合的に評価した上で論理付けができるか否かを判断する。
- ④ 上記③に基づき、論理付けができないと判断した場合は、請求項に係る発明が進歩性を有していると判断する。  
上記③に基づき、論理付けができたとは判断した場合は、請求項に係る発明が進歩性を有していないと判断する。

## 6. 先願主義と二重特許の禁止

同一の発明について異なった日に二以上の特許出願又は実用新案登録出願があったときは、最先の出願人のみが特許又は実用新案登録を受けることができます(39条第1項、3項)。

同一の発明について同日に二以上の特許出願又は実用新案登録出願があったときは、出願人の協議によって定めた一の出願人のみが特許又は実用新案登録を受けることができます(同条第2項、4項)。

## 7. 不登録事由

他の登録要件を具備する発明であっても、公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある発明については、第特許を受けることができません(32条)。

## 〔特許出願〕

### 1. 概要

#### (1) 出願書類

特許出願には、以下の書類を含めなければなりません(36条)。

- ① 願書
- ② 明細書
- ③ 特許請求の範囲
- ④ 必要な図面
- ⑤ 要約書

#### (2) 出願言語

出願書類は、日本語で記載しなければなりません。

ただし、後述する外国語書面出願においては、英語で記載した書類を提出し、所定期間内に日本語による翻訳文を提出すればよいことになっています(36条の2)。

## 2. 主たる出願書類の内容

### (1) 明細書

#### ① 記載事項

明細書には、次に掲げる事項を記載しなければなりません(36条3項1号)。

- a. 発明の名称
- b. 図面の簡単な説明
- c. 発明の詳細な説明

#### ② 記載要件

明細書は、以下の要件を満たすように記載しなければなりません。

##### a. 実施可能要件(36条4項1号)

その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであること。

##### b. 委任省令要件(36条4項1号)

経済産業省令で定めるところにより、記載したものであること。

具体的には、以下を記載すること。

(i)発明の属する技術分野

(ii)発明が解決しようとする課題及びその解決手段

##### c. 先行技術開示要件(36条4項2号)

その発明に関連する文献公知発明のうち、特許を受けようとする者が特許出願の時に知っているものがあるときは、その文献公知発明が記載された刊行物の名称その他のその文献公知発明に関する情報の所在を記載したものであること。

### (2) 特許請求の範囲

#### ① 記載要件

特許請求の範囲は、以下の要件を満たすように記載しなければなりません。

- a. 特許請求の範囲には、請求項に区分して、請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければなりません（36条5項）
- b. サポート要件(36条6項1号)  
特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。
- c. 明確性要件(36条6項2号)  
特許を受けようとする発明が明確であること。
- d. 簡潔性要件(36条6項3号)  
請求項ごとの記載が簡潔であること。
- e. 委任省令要件(36条6項4号)  
この要件違反と判断される類型は、以下の通りです。
  - (i)請求項ごとに行を改めて記載されていない、又は一の番号を付して記載されていない場合
  - (ii)請求項に付す番号が、記載する順序により連続番号となっていない場合
  - (iii)請求項の記載における他の請求項の記載の引用が、その請求項に付した番号によりされていない場合
  - (iv)他の請求項を引用して請求項を記載する際に、その請求項が、引用する請求項よりも前に記載されている場合

## ② 記載形式

### a. 独立項と従属項

特許請求の範囲には、独立項と従属項を含めることができます。

### b. 従属形式の制限

従属項としては、多数項従属項を含めることができ、多数項－多数項従属項を含めることもできます。

### c. 請求項の数

請求項の数については制限がありません。

## (3) 必要な図面

発明を理解するために必要な場合には、図面を添付します。

ブロック図、フローチャート、グラフやテーブルなどの図表、写真を含めることも可能です。

## 8. 単一性

二以上の発明については、経済産業省令で定める技術的関係を有することにより発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するときは、一の願書で特許出願をすることができます(37条)。

この要件は、特許請求の範囲に記載された二以上の発明が同一の又は対応する特別な技術的特徴を有しているか否かによって判断されます。

ここで、「特別な技術的特徴」とは、発明の先行技術に対する貢献（先行技術との対比において発明が有する技術上の意義）を明示する技術的特徴を意味します。

#### 〔特殊な出願〕

##### 1. 分割出願

特許出願が2以上の発明を含む場合、その一部を1又は2以上の新たな特許出願とすることができます(44条)。

##### 2. 変更出願

###### (1) 実用新案登録出願から特許出願への変更

実用新案登録出願人は、その実用新案登録出願を特許出願に変更することができます(46条1項)。ただし、実用新案登録出願の日から三年が経過した場合には、変更することはできません。

###### (2) 特許出願から実用新案登録出願への変更

特許出願人は、その特許出願を実用新案登録出願に変更することができます(実用新案法10条1項)。ただし、最初の拒絶査定の際の謄本の送達があった日から3か月を経過した場合や、その特許出願の日から9年6月を経過した後は、変更することはできません。

###### (3) 実用新案登録から特許出願への変更

また、実用新案権者は、自己の実用新案登録に基づいて特許出願をすることができます(46条の2)。この場合は、その実用新案権を放棄しなければなりません。ただし、実用新案登録出願の日から三年を経過した場合、自ら実用新案技術評価を請求した場合、第三者が実用新案技術評価を請求した旨の最初の通知を受けた日から30日を経過した場合、あるいは、実用新案登録無効審判の副本の送達を受けた後の答弁書提出期間が経過した場合には、変更することはできません。

###### (4) 意匠登録出願から特許出願への変更

意匠登録出願人は、その意匠登録出願を特許出願に変更することができます(46条2項)。ただし、最初の拒絶査定の際の謄本の送達が

あった日から30日を経過した場合や、その意匠登録出願の日から3年を経過した後(最初の拒絶査定の際の本送達があった日から30日以内の期間を除く)は、変更することはできません。

### 3. 国内優先出願

特許を受けようとする者は、その特許出願に係る発明について、その者が特許又は実用新案登録を受ける権利を有する先の出願に記載された発明に基づいて、優先権を主張することができます(41条1項)。

ただし、以下の場合を除きます。

- ① その特許出願が先の出願の日から一年以内にされたものでない場合
- ② 先の出願が、分割出願、又は変更出願である場合
- ③ 先の出願が、放棄され、取り下げられ、又は却下されている場合
- ④ 先の出願について、査定又は審決が確定している場合
- ⑤ 先の出願について、実用新案登録がされている場合

### 4. 外国語書面出願

特許を受けようとする者は、日本語による明細書、特許請求の範囲、必要な図面及び要約書に代えて、英語で記載した書面を提出することができます(36条の2)。

この場合には、優先日から1年4月以内に、日本語による翻訳文を提出しなければなりません。

### 5. 仮出願

仮出願は規定されていません。

### 6. 秘密特許

秘密特許は規定されていません。

## 〔出願審査〕

### 1. 概要

方式審査を経て実体審査が行われます。

実体審査については、審査請求制度が採用されています。

### 2. 方式審査

方式審査では、形式的又は手続的な要件が審査されます。

### 3. 審査請求

出願人は、出願日から3年以内に、出願審査の請求を行うことができます(48条の3)。この期間内に、出願審査の請求が行われなかった場合には、出願は取り下げられたものとみなされます。

### 4. 先行技術文献の提出

上述した明細書の先行技術開示要件の下、特許を受けようとする者が特許出願の時に知っているものがあるときは、その文献公知発明が記載された刊行物の名称その他のその文献公知発明に関する情報の所在を明細書記載しなければなりません(36条4項2号)。

ただし、特許出願の後に知得した先行技術については、これを提出する義務は課されていません。

## 5. 実体審査

### (1) 最初の拒絶理由通知

審査官は、審査で拒絶理由を発見した場合には、最初の拒絶理由通知をします(50条)。この通知に対して、出願人は、指定期間内に、意見書や補正書を提出することで応答を行うことができます。

### (2) 第2回目の拒絶理由通知又は最後の拒絶理由通知

審査官は、意見書や補正書の内容を検討した結果、通知した拒絶理由は解消されたと判断したが、他に拒絶理由を発見した場合は、改めて拒絶理由通知をします(50条)。

この場合において、先の拒絶理由通知に対する応答時の補正によって通知することが必要になった拒絶理由のみを通知するときは、最後の拒絶理由通知とします。

### (3) 拒絶査定

審査官は、意見書や補正書の内容を検討しても、通知した拒絶理由が解消されていないと判断した場合は、拒絶査定をします(49条)。

### (4) 特許査定

審査官は、意見書や補正書の内容を検討した結果、通知した拒絶理由が解消されたと判断した場合であって、他に拒絶理由を発見しなかったときは、特許査定をします(51条)。

この特許査定の謄本の送達日から30日以内に特許料が納付された場合には、設定の登録が行われることにより特許権が発生します(66条、108条1項)。

〔審査結果に対する不服申し立て〕

#### 1. 拒絶査定不服審判

拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日から3か月以内(在外者は4か月以内)に拒絶査定不服審判を請求することができます(121条1項)。

#### 2. 審決取消訴訟



出願人は、拒絶査定不服審判の審決に不服がある場合、審決の謄本の送達があつた日から30日以内に、東京高等裁判所（知的財産高等裁判所）に訴訟を提起することができます(178条1項)。

〔備考〕

1.根拠条文等

この情報は、以下の法律に基づいて作成しております。その後の改正にご留意下さい。

特許法(昭和34年4月13日法律第121号)(最終改正 平成27年7月10日法律第55号、平成28年4月1日施行)